

令和2年9月11日	
所 属	災害対策課
所属長	馬淵 勉
電話	06 - 6489 - 6165

過去の教訓を活かして

災害時・停電時の電源供給等に関する防災協定を締結します。

尼崎市では、平成30年の台風21号により、市内の半数以上の世帯が停電し、市民生活に大きな影響があったことを教訓に、この度、災害時や停電時の電源供給手段の確保のため、次のとおり防災協定を締結します。

1 協定締結式

(1) 日本スピンドル製造株式会社

日時:令和2年9月15日(火)午前10時~午前10時30分

(2) トヨタカローラ神戸株式会社

日時:令和2年9月24日(木)午前10時~午前10時30分 ※どちらの日程も、【尼崎市役所南館2階 市長室】にて行います。

2 協定内容

(1) 日本スピンドル製造株式会社との協定内容

会議室や食堂等を災害発生時の「一時休憩所」として開設いただき、発電機による電源供給を行う。





一時休憩所として開設予定の食堂および会議室

(2) トヨタカローラ神戸株式会社との協定内容

PHV車等の「電源供給車」を提供いただき、避難場所等における電源供給を行う。また、新型コロナウイルスの検体回収など感染症対策業務のため、座席の間にセパレート仕様を施した「感染症対策車両」を提供いただく。



電源供給車の利用イメージ



感染症対策車両

3 協定書

別紙のとおり

災害発生時等における支援協力に関する協定書

令和 年 月 日

甲 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼 崎 市 代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

印

乙 兵庫県尼崎市潮江4丁目2番30号日本スピンドル製造株式会社代表取締役社長 有 藤 博

囙

尼崎市(以下「甲」という。)と日本スピンドル製造株式会社(以下「乙」という。)は、災害が発生し、または災害発生に伴い大規模な停電が発生した場合(以下「災害発生時等」という。)における一時休憩所および電源供給等の支援協力(以下「支援協力等」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時等における支援協力等について必要な事項を定めることを目的 とする。

(用語の定義)

- 第2条 この協定において、次に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。
 - (1) 災害 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第2条第1号に規定する災害で尼崎 市域で発生するものをいう。
 - (2) 一時休憩所 災害発生時等において、乙が提供する電源供給等が可能な施設をいう。

(支援協力等の提供等)

- 第3条 甲は、災害発生時等において、支援協力等を必要とするときは、乙に対し、協力要請書 (1号様式)により、乙による支援協力等を要請するものとする。ただし、緊急のため協力要 請書による要請のいとまのない場合は、口頭等による要請を行うことができる。
- 2 甲は、前項ただし書の規定による要請を行ったときは、その後速やかに、協力要請書を乙に 提出するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による要請があったときは、甲に対し、支援協力要請書の内容に基づき、支援協力を行うものとする。ただし、乙が災害による被害を受けた場合、その他の支援協力等が困難であると認められるときは、この限りではない。

(協力の内容)

- 第4条 甲が乙に要請を行うことのできる支援協力等の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 一時休憩所の開設
 - (2) 発電機による電源供給
 - (3) その他必要と認める業務

(一時休憩所の利用等)

- 第5条 市民等は、乙の保有する施設を一時休憩所として利用するとともに乙保有の発電機による電源供給等により携帯電話の充電等を行うことができる。
- 2 一時休憩所等の利用等に関し、利用者、及び第三者に何らかの損害が生じた場合、乙はその 責を負わない。

(一時休憩所の提供の終了)

- 第6条 この協定による一時休憩所等の提供の終了時期については、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 2 一時休憩所等の提供の終了に係る広報については、甲及び乙が協力して行うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、一時休憩所の開設に際し、事故等が発生したときは、甲に対して書面により報告 し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、書面をもって報告するいとまが ない場合には、口頭によるものとし、口頭による報告を行った場合は、その後速やかに書面に より報告するものとする。

(費用負担等)

- 第8条 乙が実施した支援協力等に要した発電機の燃料代及び電気代並びに利用者が破損した物品の補修代等の費用のうち甲乙が協議して決定した費用(以下これらを「本件費用」という。) は、甲が負担するものとする。
- 2 本件費用は、災害発生時等の直前における適正な価格を基準として甲乙協議のうえ決定する。
- 3 甲は、乙からの適法な請求があった日から30日以内に、本件費用を乙に支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第9条 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に相互に提供する ものとする。

(情報交換)

- 第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平常時から情報交換を行い、災害発生時等に備えるものとする。
- 2 甲及び乙は、担当者に変更があった場合は速やかに報告しなければならない。

(平常時の防災活動等への協力)

第11条 乙は、平常時における甲の安全・安心に係る啓発事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定成立の日からその効力を有するものとし、甲及び乙が、書面により この協定の解除の合意をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。 以 上

令和 年 月 日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼 崎 市 代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

乙 兵庫県神戸市灘区灘南通2丁目1番9号 トヨタカローラ神戸株式会社 代表取締役社長 塩 住 宏 基

印

尼崎市(以下「甲」という。)とトヨタカローラ神戸株式会社(以下「乙」という。)は、災害および感染症が発生し、または災害発生に伴い大規模な停電が発生した場合(以下「災害発生時等」という。)における電源供給車等の車両提供について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時等における車両提供について必要な事項を定めることを目的と する。

(用語の定義)

- 第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 災害 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第2条第1号に掲げる災害で、尼崎 市域で発生するものをいう。
 - (2) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第 114号)第6条第1項に規定する感染症をいう。
 - (3) 災害時避難所 災害発生時等において甲が指定して開設された避難場所をいう。
 - (4) 電源供給車 プラグを利用して直接電力を供給できるプラグイン・ハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車(一部車種除く)等をいう。
 - (5) 感染症対策車両 感染症対策業務(医療支援業務(感染者搬送業務等)を含む)の遂行の ために使用する感染防止仕様を施した車両をいう。

(要請)

- 第3条 甲は、災害発生時等において、車両提供を必要とするときは、乙に対し車両提供要請書 (1号様式)により、乙の保有する電源供給車等の提供を要請するものとする。ただし、緊急 のため車両提供要請書による要請のいとまのない場合は、口頭等による要請を行うことができ る。
- 2 甲は、前項ただし書の規定による要請を行ったときは、その後速やかに、車両提供要請書を乙に 提出するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による要請があったときは、甲に対し、車両提供要請書の内容に基づき、 電源供給車等を提供するものとする。ただし、乙が災害による被害を受けた場合その他車両等 の提供が困難であると認められるときは、この限りではない。
- 4 支援協力要請は、乙の営業日の就業時間内(9時30分~18時)を原則とする。この間で支援協力要請を行うことが困難な時は、甲乙双方で協議を行うものとする。

(協力の内容)

- 第4条 甲が乙に提供の要請を行うことのできる内容は次のとおりとする。
 - (1) 災害時避難所または災害対応を行う各関係機関への電源供給車の提供
 - (2) 乙保有の店舗における電源供給車の提供
 - (3) 感染症対策車両の提供
 - (4) その他必要と認める業務

(車両の利用等)

- 第5条 甲または市民等は、無償で乙提供の車両を利用し、携帯電話等の充電、感染症対策業務 等を行うことができる。
- 2 甲は、住民に対し、前項の規定による車両の利用等が適切に行われるよう説明を行うものと する。
- 3 第8条に定めるもののほか、車両の利用等に関し、利用者、及び第三者に何らかの損害が生じた場合、乙はその責を負わない。

(車両の提供の終了)

- 第6条 車両の提供期間は、災害発生から3日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、 乙が協議の上、決定するものとする。
- 2 車両の提供の終了に係る広報については、甲及び乙が協力して行うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、車両提供の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して書面により報告し、 甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、書面をもって報告するいとまがない 場合には、口頭によるものとし、口頭による報告を行った場合は、その後速やかに書面により 報告するものとする。

(損害の負担)

第8条 乙の責めに帰する理由により、甲または第3者に生じた損害の負担は、乙が負うものと する。

(災害発生時等の情報提供)

第9条 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に相互に提供するものとする。

(情報交換)

- 第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平常時から情報交換を行い、災害発生時等に備えるものとする。
- 2 担当者に変更があった場合は速やかに報告するものとする。

(平常時の防災活動等への協力)

第11条 甲及び乙は、平常時における防災活動等に対し、可能な限り協力するものとする。

(災害時等の車両活用に関する普及・周知活動)

第12条 甲及び乙は、災害時の自動車の活用による市民の自助を促進するため、外部給電可能な車両の普及や車中泊の周知について、可能な限り協力するものとする。

(協議事項)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって 協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第14条 本協定は、協定成立の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、書面により本協定の解除を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。 以 上